



ポルトガル語版 広報いわた 1月号 (日本語訳)

総住民数 169,330人
ブラジル人 4,839人
2020年11月末日

◆◆◆ 磐田市では「心と心の通い合うまち」を進めています ◆◆◆

市営住宅の入居者を募集

- ・受付期間/令和3年2月1日(月)~2月5日(金)
- ・申込/直接、建築住宅課(西庁舎2階)へ
- ・応募資格や提出書類など、詳しくは問い合わせ先に連絡してください。

募集団地	部屋タイプ	戸数	応募可能な世帯人数
北野団地	3DK	1	2人以上
北野団地	3LDK	2	3人以上
竜洋豊岡団地	1LDK	1	単身可
竜洋豊岡団地	3LDK	1	3人以上

問い合わせ先：建築住宅課(西庁舎2階) TEL：0538-37-4851 FAX：0538-33-2050

野焼きは法律で禁止されています

野焼きによる悪臭、煙害の相談が多く寄せられています。
野焼きとは、家庭や事業所等から出たごみを適切な焼却設備以外で焼却することをいいます。
そして、法律により一部を除き「廃棄物を焼却してはならない」と規定されており、違反者には罰則が科せられます。

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】

罰則：5年以下の懲役若しくは1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金
磐田市迷惑防止条例に基づき、焼却行為において周辺的生活環境を損なわないようにご協力をお願いします。

問い合わせ先：環境課(西庁舎1階) TEL：0538-37-4874 FAX：0538-37-5565

3,000円相当の「歯と歯肉の健診(成人)」が無料、期間間近

定期的な歯科健診と毎日の丁寧な歯みがきで、口の中が清潔に保てます。
細菌やウイルスが体内に入ることを防いで、感染症予防に繋がしましょう。

受診期限：令和3年3月31日までに受診

対象：健診日当日、下記の年齢に該当する市民

- 40歳(昭和55年4月1日~昭和56年3月31日生)
- 50歳(昭和45年4月1日~昭和46年3月31日生)
- 60歳(昭和35年4月1日~昭和36年3月31日生)
- 70歳(昭和25年4月1日~昭和26年3月31日生)

内容：歯周病やむし歯の健診、あなたのお口にあったケア方法のアドバイス

受診方法：受診券に記載されている歯科医院に予約し、歯科医院で受診

(40歳、50歳は受診券を4月に送付しています。60歳、70歳で受診券が無い方は、市健康増進課へ電話にてご連絡ください。)

健診料：無料

問い合わせ先：健康増進課(iプラザ3階) TEL：0538-37-2011 FAX：0538-35-4586

市税等納期限

- ・個人市県民税(4期)
- ・国民健康保険税(8期)

3月1日(月)

☆いわたホットライン：携帯電話やパソコンなどでポルトガル語の情報を受け取りましょう！☆

磐田市からのお知らせや、救急医療機関・イベント情報を配信するシステムです。登録手順は、
こちらをご覧ください <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/1005523.html>。

◆問い合わせ：地域づくり応援課 Tel：0538-37-4811 / Fax：0538-32-2353



「ひとり親世帯臨時特別給付金」の基本給付の再支給があります

新型コロナウイルス感染症の影響を受け家計が急変したひとり親世帯の方は「ひとり親世帯臨時特別給付金」を受けることができます。申請いただくと、初回分と再支給分の両方の給付金を受けられる可能性があります。

申請期限は令和3年2月26日(金)までとなっていますので、これまでに給付金を申請していない方で給付金の対象となるか確認したい方は、こども未来課までお問い合わせください。

なお、初回分の給付金を受けている方には、令和2年12月25日に再支給分を支給しています。(詳細は、市ホームページにも掲載しています。)

問い合わせ先：こども未来課(i プラザ3階) TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

2月は児童手当支給の月

支給日：2月10日(水)

支給該当月：児童手当10月～1月分

支給方法：指定口座へ振り込み(支給日の午後4時以降に入金をご確認ください)

問い合わせ先：こども未来課(i プラザ3階) TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

ひとり親家庭 高等職業訓練促進給付金制度

ひとり親の方で、児童扶養手当支給水準の所得者が就職に役立つ技能や資格の取得のために1年以上、養成機関で修業する場合に給付金を支給します。

対象者：①～③のすべての条件を満たす方

①市内在住で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭

②児童扶養手当を受給している方(本人所得による全部支給停止の方は除く)または、児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準にある方

③1年以上の養成機関で一定のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方

対象資格：看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士・作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師・調理師等

支給期間：修業期間の全期間(上限4年)

支給額：市町村民税非課税世帯・・・月額100,000円 市町村民税課税世帯・・・月額70,500円

※修学期間の最後の1年間は、上記の金額にそれぞれ4万円を増額します。

※上記のほか、養成機関で修業を修了した場合、修了支援給付金を支給します。

市町村民税非課税世帯・・・50,000円 市町村民税課税世帯・・・25,000円

修業開始前に必ずこども未来課までご相談ください。

問い合わせ先：こども未来課(i プラザ3階) TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

ひとり親家庭 自立支援教育訓練給付金制度

ひとり親の方で、児童扶養手当支給水準の所得者が就職に役立つ技能や資格の取得のために指定講座を受講した費用の一部を助成します。

対象者：①～②のすべての条件を満たす方

①市内在住で20歳未満の児童を養育するひとり親家庭

②児童扶養手当を受給している方(本人所得による全部支給停止の方は除く)または、児童扶養手当を受給している方と同等の所得水準にある方

対象講座：雇用保険法に定める次の教育訓練給付金指定教育訓練講座(※1人1講座のみ)

- ・雇用保険法の一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・雇用保険法の特定一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座
- ・雇用保険法の専門一般教育訓練給付金の指定教育訓練講座

※指定講座の詳細は、厚生労働省ホームページ「教育訓練給付制度の講座指定について」を参照してください。

支給額：対象講座を受講した費用の60%相当額(上限20万円)

問い合わせ先：こども未来課(i プラザ3階) TEL：0538-37-4896 FAX：0538-37-4631

令和3年度 軽自動車税（種別割）のお知らせ

●バイク・軽自動車等の廃車・譲渡などの手続きはお早めに

軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在に車両を所有している方に対し、定置場（保管しておく所）のある市町村が課税します。

4月2日以降に廃車または名義変更を行っても、月割り計算での還付はなく、その年度の税金は全額納めていただきます。

廃棄・盗難・譲渡等により車両を所有していない場合は、車種に応じて各機関で廃車や名義変更の手続きを3月末までに行ってください。

①原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車

内 容	必要なもの	手続場所
廃車（転出）	①ナンバープレート ②はんこ ③本人確認書類（※） ④標識交付証明書	市税課（本庁舎1階）、または各支所市民生活課
名義変更	①ナンバープレート（標識を変更する場合） ②はんこ ③本人確認書類（※） ④譲渡証明書 ⑤標識交付証明書	

※本人確認書類とは、有効期限内の官公庁発行の顔写真つき証明書（運転免許証など）です。

代理の方が手続きする場合は、委任状が必要です。

②軽四輪車・125cc超の二輪車など

車種区分	手続場所
・軽自動車（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 静岡事務所浜松支所 浜松市東区貴平町563 ☎050-3816-1777
・125cc超の二輪車、 浜松99ナンバーの小型特殊 自動車	静岡運輸支局 浜松自動車検査登録事務所 浜松市東区流通元町11-1 ☎050-5540-2052 ※県外転出などで登録を抹消した場合は市税課へ届出が必要

●三輪以上の軽自動車の税率に関するお知らせ

- 令和2年4月1日から令和3年3月31日までに新車登録をした車両のうち、一定の環境性能を有する車両はグリーン化特例により税率が軽減されます。この特例は、初年度のみ適用となります。
- 最初の登録から13年を経過した車両（電気自動車等を除く）には重課税率が適用されます。令和3年度に重課税率の対象となるのは、自動車検査証（車検証）に記載されている初度検査年月が平成20年3月以前の車両です。

●ご注意ください！

- 使用していない原動機付自転車や公道を走行しない小型特殊自動車（小型フォークリフト・農耕トラクタなど）を所有している場合は届け出が必要です。未登録の方は、市税課または各支所市民生活課で手続きをしてください。
- 基準緩和によりトレーラタイプの農作業機をけん引する農耕トラクタの公道走行が可能になりました。これまで固定資産税（償却資産）として課税されていた農耕作業用トレーラは、令和3年度から軽自動車税（種別割）の課税対象となります。軽自動車の登録手続きにより標識の交付を受けて下さい。

問い合わせ先：市税課（本庁舎1階）TEL：0538-37-3767 FAX：0538-33-7715

ノロウイルス食中毒対策は新型コロナウイルス予防にも有効です！

～どちらも石けんを使った手洗いが重要です～

冬季はノロウイルスが大流行します。ノロウイルスは新型コロナウイルスより比較的強い（胃酸、熱、アルコール、界面活性剤に耐性がある）ので、この違いを理解したうえで、それぞれに合った対策が必要になります。

ノロウイルス食中毒予防のためのポイントをお知らせします。

- ①食事の前、調理の前、帰宅時、トイレの後には、石けんでしっかり手を洗いましょう。ノロウイルス食中毒の大半は、調理する人の手にウイルスがついていたことが原因です。
- ②下痢・嘔吐の際は、1000ppmの次亜塩素酸ナトリウムで汚染した床などを消毒しましょう。消毒する人が感染しないように、使い捨て手袋、マスクで身を守りましょう。
- ③食材をしっかり加熱（85～90℃、90秒間）しましょう。二枚貝にはノロウイルスがいることがあるので、中までしっかり火を通しましょう。

問い合わせ先：県西部保健所衛生業務課（磐田市見付3599-4）
TEL：0538-37-2245 FAX：0538-37-2603

夜間・休日急患診療

★急患センターでの診療は急で比較的軽い症状の受診になります。

▶ところ：磐田市急患センター（上大之郷51）TEL：0538-32-5267



	日曜・祝日・年末年始	毎日
受付時間	8:45～11:30 ・ 13:45～16:30	19:15～22:00
診療時間	9:00～12:00 ・ 14:00～17:00	19:30～22:30
診療科目	内科・小児科・外科	内科・小児科 ★夜間の外科診療はできません

※上記の時間以外は、磐田市立総合病院へ

2月の休日救急歯科診療

▶診療時間/9:00～12:00

7（日）	オリーブ歯科クリニック	磐田市赤池 170-2	0538-24-8811
21（日）	磐田市立総合病院歯科口腔外科	磐田市大久保 512-3	0538-38-5000

★休日救急歯科診療は医師の都合などで変更することがあります。

確認は、磐田消防署ダイヤル医療情報 TEL：0538-37-0124 へ。

地域連携小児休日診療

担当医師：袴田昭雄

▶と き：2月28日（日）10:00～12:00

▶ところ：磐田市立総合病院（大久保 512-3）TEL：0538-38-5000



発行：磐田市役所 地域づくり応援課 地域支援・青少年育成グループ TEL：0538-37-4811
広報広聴・シティプロモーション課 TEL：0538-37-4827
〒438-8650 磐田市国府台3-1

★磐田市役所のいろいろな取り組みのひとつとして、広報いわたを通じて、日常生活に必要な情報をポルトガル語で提供しています（インターネットでもご覧いただけます <http://www.city.iwata.shizuoka.jp/languages/portuguese/info/index.html>）
広報をよりよくしていくために、みなさまの声をお聞かせください： chiiki-ohen@city.iwata.lg.jp